

## 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日  
最近改正 令和 3 年 7 月 21 日  
(改正施行 令和 3 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 122 条の規定により、小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 揚水施設の運転は必要最小限とし、採取した地下水の再利用等を促進することにより、地下水採取量の削減に努めること。
- 2 地下水を採取する帯水層は、可能な限り周辺の地盤に影響を及ぼさない帯水層を選ぶこと。
- 3 地下水の採取量は、揚水試験（段階揚水試験、連続揚水試験等）に基づく適正揚水量により設定すること。
- 4 湧水等による地下水位の低下時には、揚水施設の運転時間を短縮し、地下水採取量を減少させる等、水位回復の為に必要な措置を講ずること。
- 5 当該小規模揚水施設による地盤の沈下の影響が生じた場合には、揚水施設の一時停止を含め、必要な措置を講ずること。